

電気通信紛争処理委員会（第130回）議事録

1 日時

平成25年4月2日（火）午前10時08分から午前10時59分まで

2 場所

1002会議室（総務省10階）

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

坂庭 好一（委員長）、湊上 玲子（委員長代理）、荒川 薫、尾畑 裕、
山本 和彦（以上5名）

(2) 特別委員

白井 宏、森 由美子、若林 和子（以上3名）

(3) 総務省

柴山 昌彦 総務副大臣、小笠原 倫明 事務次官

(4) 総務省（総合通信基盤局）

齋藤 晴加 電気通信事業部データ通信課長

(5) 事務局

岡崎 俊一 事務局長、川村 一郎 参事官、佐々木 洋 紛争処理調査官、
武藤 聖 上席調査専門官、濱崎 末盛 上席調査専門官

4 議題及び議事概要

議事に先立ち、柴山総務副大臣から挨拶が行われた。

(1) あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定【公開】

4月1日付で任命された新任1名を委員会のあっせん及び仲裁委員の対象者に指定した。

(2) 平成24年度年次報告（案）の審議【公開】

平成24年度年次報告（案）について、事務局から説明を受け、審議を行った。

(3) 無線LANビジネスの健全な発展に向けた取組について（総合通信基盤局からの説明）【公開】

無線LANビジネスの健全な発展に向けた取組について、総合通信基盤局から説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

5 議事内容

<開会【公開】>

【坂庭委員長】 では、よろしゅうございますでしょうか。ただいまから第130回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。

本日は5名の委員に出席いただいておりますので、定足を満たしてございます。また、3名の特別委員にも出席いただいております。

本日の会議は公開で開催いたします。

また、本日は柴山総務副大臣に御出席いただき、ご挨拶をちょうだいすることになってございます。また、小笠原事務次官にも御出席いただいております。柴山副大臣におかれましては、国会開催中の御多忙の中、御出席いただきました。厚く御礼申し上げます。

【柴山副大臣】 ありがとうございます。

【坂庭委員長】 それでは、ご挨拶をお願いいたします。

<柴山総務副大臣の挨拶【公開】>

【柴山副大臣】 皆さんおはようございます。坂庭委員長をはじめ、委員会の皆様方には早朝から本当に御出席ありがとうございます。皆様には常日ごろから我が国のICT戦略の発展に御尽力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げたいと思います。

もう私から申し上げるまでもなく、この委員会は電気通信事業者間の紛争を解決するための専門組織として平成13年に発足を致しまして、これまで12年間にわたりまして様々な紛争を解決して、それこそブロードバンドサービスの普及ですとか、また通信料金の低廉化などに貢献してきていただいております。

また、放送法の改正によって、平成23年6月からはケーブルテレビ事業者の方々と地上テレビジョン放送事業者の方々の再放送の関係の紛争につきましても取扱っていただけるようになりまして、これまで3件のあっせん事案を解決していただいております。

ICTは、私が申し上げるまでもなく、全ての社会・経済活動を支える基盤でありまして、成長による富の創出の重要な鍵を担っている、そしてその重要性はこれからますます増えていくと思っております。先の国会で平成24年度補正予算が成立いたしましたけれども、この中で緊急経済対策の1つの大きな柱として位置付けられておりますし、また今年度の予算案におきましても、この分野を積極的に推進しようということとなっております。

総務大臣のリーダーシップの下で、先般、2月22日だったと思いますけれども、ICT

T成長戦略会議を新しく立ち上げました。ICTの利活用によって経済成長に貢献することによりまして、日本の元気をこれからつくっていきたいと思っております。

電気通信紛争処理委員会の皆様におかれましては、この公正中立な、かつ迅速な紛争の解決を通じまして、今申し上げたICT分野の発展に引き続き御貢献をいただきますように心からお願いを申し上げます、私からの冒頭の挨拶と代えさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございました。

<委員の紹介【公開】>

【坂庭委員長】 それでは、議事に入ります前に、この度委員の改選が行われておりますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

【川村参事官】 各務委員が3月31日付けで辞任されました。各務委員の後任として、4月1日付けで荒川委員が新たに就任されております。

配付資料のうち、資料1といたしまして、5名の委員及び8名の特別委員の名簿を添付してございますので、御覧いただきたいと思います。

以上でございます。

【坂庭委員長】 ありがとうございます。それでは、新しく就任された荒川先生が本日御出席いただいておりますので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

【荒川委員】 明治大学総合数理学部先端メディアサイエンス学科におります、荒川と申します。よろしくお願ひします。専門は、画像とか音声、音響などのデジタル信号処理で、こちらの情報通信関係は、8年ほど前から情報通信審議会でのいわゆる電気通信の政策にかかわらせていただきました。

ICTはまさに日本の経済の原動力になるものだと思いますので、ICTの普及、またこのような紛争の調停などに貢献させていただけたらと思います。どうぞよろしくお願ひします。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございます。

<議題（1）あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定【公開】>

【坂庭委員長】 それでは、早速ですが議題に入らせていただきたいと思います。お手元の議事次第で、3件ございますが、まず議題1の「あっせん委員及び仲裁委員対象者の

指定」でございます。これも事務局から御説明お願いいたします。

【川村参事官】 それでは御説明させていただきます。お手元の資料2-2を御覧いただきたいと思っております。そこに電気通信事業法の条文がございますけれども、あっせんにつきましてはこの電気通信事業法第154条第3項というところで、委員会によるあっせんは、委員会があらかじめ指定する委員会の委員あるいはその他の委員のうちから委員会が事件ごとに指名するあっせん委員が行うと規定されております。

また、仲裁につきましても同様に、その次の第155条第3項に規定がございます。

ここでの「委員会の委員その他の職員」ということございまして、この「その他の職員」というのは特別委員の先生方のことでございます。したがって、その委員と特別委員の中からあっせん・仲裁事案ごとに指名する方があっせん、あるいは仲裁を担当することになってございまして、その個別の紛争事案を担当することができる方をあらかじめ委員会として指定しておくという趣旨でございます。

また、電気通信紛争処理委員会令、政令でございます。この第7条に、委員会は、委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならないと規定されております。それで、資料2-1を御覧いただきたいと思っておりますけれども、これは委員の名簿という形で、今回新たに1名の委員が任命されましたので委員のお名前等を挙げさせていただいております。同じような体裁で、既に委員及び特別委員になっていただいている方の名簿が総務省のウェブサイト公表されているものでございます。

このあっせん・仲裁対象者の指定につきましては、従来から委員の先生全員、それから特別委員の先生全員を指定しておりますので、今回新たに任命されました1名の委員を追加で指定してはどうかと考えてございます。このことについて御審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【坂庭委員長】 ありがとうございます。

それではただいまの御説明について、御質問あるいは御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。特にございませんようでしたら、本件につきましては、荒川委員を指定するということにさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【坂庭委員長】 ありがとうございます。それでは、あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定に、荒川委員を指定することといたします。

以上で議題1は終わりでございます。

<議題(2)平成24年度年次報告(案)の審議【公開】>

【坂庭委員長】 次に議題2の「平成24年度年次報告(案)の審議について」でございます。当委員会は、電気通信紛争処理委員会令第14条及び電気通信紛争処理委員会手続規則第3条の規定に基づいて、年度終了後1箇月以内に当該年度の紛争処理の状況について総務大臣に報告することになってございます。

本日は、その報告書の案について御審議をいただきます。これも事務局から御説明をお願いいたします。

【川村参事官】 それでは御説明させていただきます。

今、委員長からお話があったとおり、当委員会の年次報告につきましては、政令の規定に基づいて、毎年4月中に前年度のあっせん・仲裁をはじめとする当委員会の活動につきまして総務大臣に報告をするとされております。

それでは、資料3-2を御覧いただきたいと思っております。2枚おめくりいただきまして、目次のところでございます。年次報告につきましては、例年、第I部といたしまして委員会の運営状況、第II部といたしまして紛争処理の状況、それから第III部といたしまして委員会のその他の活動状況、それからあと資料編という構成になってございます。今回も基本的にはこの構成を踏襲することにさせていただきたいと考えております。

それではまず、委員会の運営状況でございますけれども、4ページ目を御覧いただきたいと思っております。昨年度は合計8回委員会を開催しております。そのうち4回は本年1月に入ってからケーブルテレビの再送信の事案に関するものでございます。

次に紛争処理の状況でございますけれども、次の5ページ目を御覧いただきたいと思っております。まず委員会の機能がございまして、その後あっせん・仲裁の処理件数ということでございまして、あっせんに関しましては、昨年度2件申請がございました。これはいずれも9月に申請があったものでございまして、現在は処理中ということであっせんの手続が進行中のものでございます。仲裁に関しましては、昨年度申請はございませんでした。

続きまして、6ページ目に参ります。審議・答申でございますが、これは本年の1月30日にケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再放送同意の裁定につきまし

て総務大臣から諮問がございました。現在、委員会において審議中でございます。

また、4番のところで、事業者相談窓口における相談ということで、昨年度は7件、問い合わせ・相談を受けたということを記載しております。

続きまして、委員会のその他の活動でございますが、7ページ以下を御覧いただきたいと思っております。これまでも委員会の場において政策担当者、これは総合通信基盤局ですとか情報流通行政局の担当者からヒアリングを行っております、昨年度もヒアリングを行っております。

また、10ページ目でございますけれども、昨年10月に韓国のソウルで国際通信調停フォーラム、これもここ数年、例年行われているものでございますが、このフォーラムがございまして、加藤特別委員に御参加いただいております。その際の概要等につきまして年次報告に記載いたしております。

あとは、15ページ、16ページあたりに、地方において、当委員会の活動についての周知広報を適宜行っておりますので、その取組について報告させていただいております。

最後に17ページ以下が資料編となっております。ここは委員会の概要ですとか、これまでの紛争処理の状況、それから紛争処理終了事案の一覧といったもの、これまでの記録ですね。このほか29ページ以下でございますが、電気通信事業ですとかあるいは放送事業の動向に関し、各種データを掲載してございます。これにつきましては、データそのものを最新のものに更新することとともに、一部資料の差し替え等も行っております。

年次報告（案）の内容につきましては、以上でございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、これにつきましては資料3-1を御覧いただきたいと思っております。

本日御意見等いただいた上で、4月16日火曜日までに委員の先生方、特別委員の先生方から追加で電子メール等で御意見をいただいた上で4月19日ごろに修正を行いまして、修正案を再度御照会させていただきたいと思っております。その上で、4月下旬に委員会で審議・決定を行う。ただ、この審議・決定につきましては、電子メールによる持ち回りの委員会開催とさせていただきたいと考えております。最終的に4月末に年次報告書を確定させまして、総務大臣に報告という手続とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、御質問あるいは御意見ございましたらお願いいたします。

【山本委員】 ちょっとよろしいですか。委員会の開催状況のところ、株式会社ひのきから申請された再放送同意の裁定に係る云々というのが出てくるんですけども、後のほうで、これについては特段の言及はあるんでしょうか。ざっと見たところでは、特段、ここにあらわれているだけのようにも見えるんですけども。終了したものとかについての言及はあるんです。これは終了していないから説明がないのかなと思うんですが、読者の方からしたら、これで4回もこうやって、主として活動しているという感じになってはいるのですが、それが一体何なのかが分からないという状況になっているようにも見えるのですが。

【川村参事官】 これは、1月30日に諮問があったときに、記者会見の際に一部公表した内容がございますので、その限りにおいて、6ページ目の審議・答申のところ少し解説を加えることは可能だと思いますので、そのあたり検討させていただきたいと思えます。

【坂庭委員長】 よろしくお願ひします。要するにあっせんとも少なくとも同じような感じで、あっせん2件については記述があるわけですね。

【川村参事官】 いえ。

【坂庭委員長】 あっせんもないんでしょうか。

【川村参事官】 あっせんについては2件と件数は書いてあるんですが、あっせんのほうはまだ今、手続が動いている最中でございます、それは当事者の機微にわたる情報もありますので、これはあっせんが完結した時点で内容については公表するものですので、これ以上の記載はなかなか難しいと思えます。

【坂庭委員長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

そういたしましたら、事務局から御説明いただいた年次報告（案）につきましては、御説明のあったとおり、さらに御意見あるいは御質問等ございましたら4月16日火曜日までに電子メール等で事務局に御連絡いただくということで、その後修正をしたもの、現状でペンディングという格好で資料等になっている部分がございますけれども、そういうところを最新のデータに差しかえたもので4月下旬、委員による持ち回り審議を行って、年次報告を最終決定して、総務大臣に報告したいということで進めてまいりたいと思えます。

【柴山副大臣】 中身自体に関しては全く異存ないのんですけども、個人的な興味で、この国際通信調停フォーラムについての御報告というのがありまして、要は、日本でこういった通信紛争に関するのと同じような制度設計が諸外国でも行われているということで、

非常に関心を持って資料を見させていただいて、私も実は山本先生と同じで、民事紛争については、ずっと長らくいろいろと関係をしてきたものですから、こういう調停の処理の在り方について、中身について説明をいただいたんですけど、例えば件数とか、これから特に韓国は通信と放送の融合等に相当かじを切っていると思っております、ここでいろいろと実際の紛争の概要も書いてあるんですけども、そのあたりの審議の状況とかデータというのはあるのでしょうか。後ろにあっせんの数というものはありますけど、これは日本のものだけですよ。諸外国の実態はどうなのでしょうか。

【川村参事官】 最近はあまりその辺のところを十分調査してはいないところではあるんですけど、このフォーラムは毎年秋ごろに開催しております、主にこのフォーラムで、むしろ件数というより事例紹介みたいな感じで、それぞれの国でこういった紛争事例がありましてということで、事例の共有を図るといった趣旨でございます。

【柴山副大臣】 分かりました。

【坂庭委員長】 第1回のときに当時の龍岡委員長と僕とで出席したのですが、韓国が非常に熱心でこういうことの旗振りをして、オーストラリア、それからヨーロッパからも参加していろいろやっておられるようで、そのときに紛争の件数みたいな話をちらっと聞いたんですけども、日本とは紛争の定義というか関係もちょっと違って、同じような紛争だとは一概には言えないようですけども、そのときの印象として、韓国は非常に数が多かったことを覚えております。そういうデータはこういう会議、あるいは、もちろん調べていただければ分かることだと思いますけれども。

【柴山副大臣】 当然、行けば分かるんでしょうけど、ここに紹介をされていたので、関心を持って。これから我々はそういうことをやっというとしていこうとしているわけですから。そうすると、当然今度は紛争解決のニーズもどんどん増えていくと思いますので、参考になればなと思っただけです。内容自体は大丈夫です。

【坂庭委員長】 国際的な事例の紹介、あるいは意識の共有という意味で、意味のある会議だと感じております。

よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。それでは、これで議題2は終了ということにさせていただきます。

(総合通信基盤局入室)

＜議題（３）無線LANビジネスの健全な発展に向けた取組について【公開】＞

【坂庭委員長】 それでは、次は議題３の「無線LANビジネスの健全な発展に向けた取組について」でございます。本件につきましては、総務省総合通信基盤局データ通信課の齋藤課長から御説明をいただくことになってございます。それでは、よろしくお願いたします。

【齋藤データ通信課長】 データ通信課長をしています齋藤でございます。今日はよろしくお願いたします。

それでは、私のほうから、最近の政策動向ということで、無線LANビジネスの健全な発展に向けた取組について昨年研究会を開催しましたので、その研究会の概要、提言と、それを踏まえた最近の取組について御説明させていただきます。

１ ページめくっていただきまして、目次がございますが、まず研究会の概要ということで、３ ページを御覧ください。昨年の３月から、無線LANに関する現状の整理でありますとか、安心安全な利用、普及に関する課題を抽出・整理して、これからの必要な方策を検討することを目的といたしまして、無線LANビジネス研究会を開催してまいりました。

構成員は左にあるとおりの方々をお願いをいたしまして、右のオブザーバーの関係事業者や団体からのヒアリングなどを行いまして、昨年の７月に報告書を取りまとめて公表しております。

その中で整理をいたしました現状でございますが、５ ページをまず御覧いただきますと、無線LANとはそもそも何かということでございますが、これは無線を使って構築されるLAN、ローカルエリアの通信網ということで、アメリカのIEEEという団体の中で、802.11グループというものがございます。そちらで標準化されたものが広く使用されております。

それで、推進団体にWi-Fi Allianceというものがあまして、こちらの認定テストに合格した製品についてWi-Fi認定ロゴというものが与えられて、一定レベルの相互運用性が保証されることになっています。

下にございますように、今、無線LAN機能が搭載されている製品といたしましては、パソコン端末やスマホやタブレット端末のほか、最近ではゲーム機器など、我々の生活に広く普及しているところでございます。

６ ページに今の主な無線LANの規格の比較の表を設けております。今、市場には802.11a、11b、11g、11nといった規格に対応した製品が主に流通しています。

その特徴を下に整理してございますが、左から2つ目にありますように、国内での周波数帯というのは2,400MHz帯、2.4GHz帯とっておりますが、これと、あと5GHz帯となっております。最大伝送速度も11Mbpsから600Mbpsというふうに、だんだんと高速化している状況でございます。無線局免許につきましては後ほどまた御説明いたしますが、免許は不要となっております。屋外使用でございますが、5GHz帯で一部不可能な帯域がございますが、基本的に可能ということになっております。

7ページですが、その公衆無線LANサービスの国内市場規模ということで、左の図にございますように、公衆無線LAN利用者の数が2012年度末には前年比1.6倍の1,274万人、2015年度末には3倍の2,568万人に急増していくと予測されております。右側のグラフにございますように、無線LAN対応したモバイル端末といったものの出荷台数も2015年度には5,000万台に拡大していくのではないかと予想されております。

8ページでございます。無線LANに関する規律を、簡単でございますけれどもまとめさせていただきます。

まず電波法ですが、2.4G帯、5G帯の無線LAN無線局というものは、電波法上の技術基準などを満たしており、かつ技適マーク、これは「技術基準適合マーク」というものでございます。右下にございますようなマークがついているものを使用する場合には免許不要となっております。

それから、電気通信事業法上の位置付けでございますが、公衆無線LANのアクセスポイント、いわゆる基地局とか親機と言われるものでございますが、これを用いて利用者にインターネット接続サービスを事業として提供する場合には、原則として事業法上の届出又は登録が必要とされております。

9ページでございますが、今、公衆無線LANサービスにおきましては様々な提供の形が見られております。左上でございます。まずその提供主体も様々でございます。通信キャリアが提供している場合や、公衆無線LANサービスそのものを専門のビジネスといたしまして、自分ではアクセスポイントなどを設置しないのですが、他社の無線LANサービスをいわば統合する形でワンストップで提供している事業者、これはアグリゲーターと呼ばれるそうですが、そういった事業者でありますとか、飲食店などが集客目的で無線LANサービスを提供する場合、それから、最近では自治体が地域活性化目的やデジタルデバイド対策という形で提供している例がございます。

右上ですが、アクセスポイントが設置されている場所につきましても、ショッピングモールを含む店舗のほか新幹線であるとかバスであるとか、最近では自販機とか電柱とかいった様々な場所に設置されております。

左下でございますが、無料のサービスが見られるということで、今、携帯電話の各社が、最近では自社ユーザーに対しては無線LANサービスの利用を無料化していたり、飲食店は集客目的で無料で提供していたり、ルーター、アクセスポイントを購入した者同士が相互に無料で無線LANを利用できるコミュニティといったものが形成されたりしております。

右下でございますが、レンタルによる事業展開ということで、アクセスポイントを店舗等にレンタルしていたり、あるいはイベント会場などで個別ブースにイベント期間中に限りまして無線LAN環境を提供していたり、あるいはアクセスポイントを通信キャリアにレンタルしているというケースもございます。

10ページでございます。そういった公衆無線LANの活用事例といたしまして、まずは、最近オフロードという言葉をよくお聞きになるかと思いますが、オフロード対策として活用しているということがございます。この背景を少し次のページ、11ページで御説明いたしますと、今、スマホが急速に普及したことで、その契約数は年間、平均でございますが、2.2倍ぐらいに伸びていると。それに伴いまして、移動通信トラフィックも年間2倍ぐらい増えているということでございます。

12ページにございますように、こういった携帯電話のトラフィック急増ということで、左側の携帯電話のネットワークが非常に逼迫した状況にあると。当然、各事業者さんは基地局などを増やすことで設備増強という対策をとっているわけですが、一方で、右にございますように無線LANのアクセスポイントを家の外とか家の中とかいったところに増強することで、携帯電話ネットワークの、左側の非常に増えているトラフィックというのを、右の固定ネットワークのほうに逃すと。いわゆるネットワークへの負荷を、ロードをおろしていくというオフロードという対策を講じているところでございます。

10ページに戻っていただきまして、携帯電話各社さんはオフロード対策ということで、無線LANサービスの利用を無料化して無線LANの利用を促進している。アクセスポイントも、非常に最近数を増やしている状況にございます。

右側でございますが、多様なビジネス形態ということで、これは先ほど申し上げたようなアグリゲーター的な提供でございますとか、カフェなどにアクセスポイントをレンタルして来店者に無線LANサービスを提供したり、カフェに来た人に対してその店舗独自の

コンテンツ、情報などを提供することが可能になっております。

左下ですが、地域活性化目的で、例えば浦安市さんが市内に無料のWi-Fiスポットを設置して、特にディズニーランドがございまして、外国人観光客向けの集客力の向上でありますとか利便性向上を図ろうとしていたり、あるいは福岡市さんでは、地下街にやはり、来街者向けに無料でサービスを提供したりという取組が見られるところでございます。

右下でございまして、災害対応ということで、東日本大震災のときにも避難所などで無線LANが有効な通信手段として機能するという評価がされたところでございますけれども、例えばNTT東日本さんは、コンビニ、セブンイレブン等と連携いたしまして、無線LANサービスの提供を開始しているところでございます。そして、災害時にはそれを店内無料開放予定という計画を立てているところでございます。

13ページに行ってくださいまして、こういった現状があるということでここにまとめておりますが、そのほかに実際には、一番下のところでございまして、様々な課題もあることが指摘されております。電波が混雑している場所では無線LANがつながりにくいという状況が発生したり、あるいは情報セキュリティに関しての利用者周知が不十分であるみたいなことも指摘されたところでございます。

そういったことで、15ページに、研究会の中で検討されました課題と、それに対する対応策をまとめてございます。まず、左の一番上にオフロードということで、先ほど申し上げましたようなオフロードの取組が加速しているわけですが、そのオフロードが、他の事業者、具体的には固定通信事業者でございまして、そういったところに影響を与えているのではないかとご指摘がございました。

それにつきまして、まずそのオフロードトラヒックの実態を把握する必要があるかということと、他事業者に与える影響も、その実態を踏まえた上で今後検証していく必要があると考えられるとしております。総務省のほうで、モニター調査でございましてけれども、このオフロードトラヒックの実態把握というのをいたしてみたと、例えばスマホではトラヒックの32.7%がオフロードされているとわかったところでございます。

2番目でございまして電波の混雑緩和ということで、先ほど2.4G帯と5G帯があると申し上げましたが、2.4G帯において今、非常に輻輳が発生してきているということで、アクセスポイントの設置に関して業者間の連携や協調が必要であろうと。今はアクセスポイントの設置自体が繁華街などは早い者勝ちで行われておりますので、そういった必要性

が指摘されたところでございます。

それに対する対応策といたしましては、まだ空いている5G帯のほうの利用を促進していくことと、パブリックスペースにおいては共用型のアクセスポイントの活用が望ましいということで、事業者間の連携・協調を図っていくことが重要ではないかと考えております。

それから、安心安全な利用ということでは、情報セキュリティ対策に関する利用者周知が不十分であるとか、事業者において通信の秘密に関する理解が不十分ではないかということで、情報セキュリティ対策につきましては利用者周知が必要であり、情報セキュリティに関するガイドラインの改訂や、通信の秘密保護については事業者への周知が必要であるということでもまとめております。

それから、災害対応につきましては、先ほど申し上げたような無料開放の取組を今後も推奨いたしまして、周知の方法とか運用方法について、事業者間で具体的な取組を推進していくことが適当であると考えてございます。

地域活性化、ビジネス活性化という観点におきましても、そういった様々なベストプラクティスや課題を共有し、無線LANというものが単にインターネットに接続する機能だけではなくて、センサーネットワークなどに活用されてリアルタイムに情報を受発信するといったことが可能でございますので、新サービスの創出、産業の活性化にも推進に資するのではないかと考えております。

こういった整理、提言を踏まえまして、16ページでございますが、無線LANの健全な普及に向けた今後の、総務省でありますとか関係者の具体的な取組が整理されました。左側、総務省において取り組むべき事項といたしまして、まず無線LANビジネスに関するガイドラインの策定が有益ではないかということで、公衆無線LANサービスの事業者さんが運営する際に留意すべき事項ということで、情報セキュリティに関する利用者への周知などの、利用者の安心安全な利用に関する事項でありますとか、通信の秘密保護に関する事業者の法令遵守に関する事項でありますとか、アクセスポイントの設置等に関する輻輳対策といったものを記述することを予定しております。

それから、電気通信事業参入マニュアルというものがございまして、これは参入に際しての関係規定、これの明確化を図る必要があるのではないかとということで、この改訂を図ることとしております。

それから、情報セキュリティにつきましては、ガイドライン、これは国民一般向けと、

企業等が無線LANを導入・運用する場合と2通りございますが、こういったガイドラインについて見直したり、新たに策定することが適当とされております。

それからオフロードトラヒックについては、さらに実態把握を継続的にすると整理されております。

右側のほうで、関係事業者さんにおいて主体的に取り組むことが期待される事項といたしまして、無線LANビジネス推進連絡会といったものを設置しまして、事業者間で意見交換、情報交換、あるいは連携・協調できる体制、枠組みを作ることが適当ということで、具体的には幾つか申し上げたような課題、下に取り上げられているものについての取組を期待しているところでございます。

そういった提言を昨年いただきまして、18ページで、今、こういった取組がなされているかということでもあります。無線LANビジネスガイドラインにつきましては、報告書で例示されたガイドライン記載事項について整理をいたしまして、今、案文を作成しております。近々にパブリックコメントの手続に入ろうという段階にございます。

それから19ページと20ページに、セキュリティに関しまして、一般利用者向けの手引書、それから20ページのほうは企業等が導入する場合の手引書といったものを、それぞれ昨年と年始に策定して公表をしております。

それから21ページにございますが、無線LANビジネス推進連絡会が、企業・団体など多様な関係者が無線LANをめぐる諸課題に自主的に取り組む場として、今年1月末でございますが、発足しております。

会員といたしまして、事業者さん、メーカーさん、あるいはセキュリティ関連の会社でありますとか、地方公共団体さんでありますとか、こういった68の者がこの連絡会に参加して、左下にございますような3つのワーキンググループ、利用促進ワーキンググループ、運用ワーキンググループ、技術ワーキンググループを構成しまして、活動を開始したところでございます。

22ページでございます。これはその連絡会の資料に基づくものでございますが、活動内容としては、中ほどにございますような、会員間の情報交換、共有でありますとか、無線LANの健全な普及・推進活動の取組でありますとか、新しい技術の利用普及、あるいは利用者向けの啓発活動、情報発信といったものを行うこととなっております。

最後、23ページでございますが、さらにそのワーキングで具体的に検討することが見込まれるテーマが取り上げられています。まずは中ほどにございますような災害時等の無

料開放に備えてのトライアルといったところから取り組んでいこうとされているとお聞きしております。

すみません、駆け足でございますが、以上でございます。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

【森特別委員】 無線LANといいますとやっぱり、一番、セキュリティが非常に心配になってしまうんですけれども、有線の光ファイバーなどと比べて、今現在でどの程度安心度というものがあるのか教えていただきたいと思います。

【齋藤データ通信課長】 数値的なものはございませんけれども、今、セキュリティを確保するための方式として、WEPというものとWPAあるいはWPA2とかいうものがございまして、まだまだ無線LANを実際にアクセスポイントとして設置している方においては、WEPというセキュリティ度の低いものを使っている事業者さん等が多くございまして、今回のガイドラインにおきましても、より安全なWPAとかWPA2というものを使用されることを強く推奨していきたいと考えております。

【森特別委員】 そうすると、かなり安全度が上がって、それでもやっぱり有線の光ファイバーのほうがセキュリティが高いということになりますでしょうか。

【齋藤データ通信課長】 なかなか、悪意を持った人というのは、どんな形でも破っていくことはあるかと思えますけれども、より安全なものを……。

【森特別委員】 でも、十分にそのあたりの対策も考えてされているということですか。

【齋藤データ通信課長】 そうですね。

【森特別委員】 ありがとうございました。

【白井特別委員】 よろしいですか。同じくセキュリティの問題ですけど、今のWEP等について、これは無料でやる場合というのは結構、ある意味ではパブリックなところで無線局が勝手につくってしまうというか、基地局ができてしまうと。

中国で昔あった、実際に、無料だったと思って使っていると、実はそこで電子メール等のアドレスが流出してしまうと。そこについては重要なファイルは自分で隠せるんですが、ある意味でメールアドレスみたいなものは、もう全部そこで吸い上げられているようなイメージがあって、そうすると、そのデータがある意味でどこかに行ってしまうという可能性があって。

有料ではない無線のサービスというのは気を付けないと、さっき言われたように浦安が

やっているとかいう意味では、ちゃんとそれがオーソライズした形で見えればいいんですが、たまたま見えたものを使ったら実はそれは悪質サイトの無線局で、そこにアクセスするとその情報が全部筒抜けにスルーしてしまうという可能性があるかなと思って、そのところの対策がもう1つできるというか。意外とヨーロッパなんかでも結構無線LANを使うときに、場合によっては国際会議であってもパスポートまでコピーをとらされたりして、それで、それさえすれば有料に使わせるとかいう形があるんですが、あまりにも全てを開放してしまうと、それこそ分からないサイトを通した通信によって重要なセキュリティ漏れが出てしまうかなというのがちょっと心配な感じがします。

もう1点お伺いしたいのは、今、ISMの2.4のバンドで結構輻輳があるということで、802.11aの5G帯の話がありましたが、この5G帯の問題は、一部、室内でないと使えない。それはたしか衛星関係の通信に使っているという問題があって、室内でないと使えないことになっていると思うんですけども、最近、室外・室内という定義が非常に曖昧になってきているところがあって、本当にそんな曖昧な形でいいのかなというのはちょっと心配な感じがします。

むしろ可能なら、有効利用の関係で言えばうまく衛星の周波数なんかを動かして、この5G帯をきちっと無線LAN等に開放できるんだったらそちらのほうがいいような感じもするんですが、そこら辺は何か動きはないのかなとお伺いしたいんですけども。

【齋藤データ通信課長】 まず最初のセキュリティの関係でございますけれども、実際確かにいろんなところで、無料でサービスが提供されているんですが、それについての安心度が確保されているかということについては、そもそも誰がこのサービスを提供しているのかということがよく分からない、いわゆる野良のアクセスポイントというのもあります。事業者さんが提供しているものについても誰が提供しているかがはっきりしていないことがあって、今回の研究会の中での議論とか、あるいは今度作成していこうというガイドラインの中でも、そういった提供主体であるとかセキュリティ度などについて、利用者が分かるような形で表示をすることが適当ではないかと。そういった表示の仕方などはまさにその連絡会などで研究していただきたいなと考えているんですが、そういったところを促していきたい、あるいはもう1つ、いつの間にか個人の情報が吸い上げられていることについては、いわゆる通信の秘密などの関係もございますので、事業者さんにはそもそもそういうルールがあり、もし個人情報を取得する場合には同意が必要であるとかいったルールについて、よく御理解をいただいていかなきゃいけないなと考えておりま

す。

それから、5G帯の室内・室外の在り方につきましては、御意見を承りまして、また引き続き関係部署とも相談してまいりたいと思っています。ありがとうございます。

【坂庭委員長】 ほかにいかがでしょうか。

5G帯はもう機械ができていますか。

【白井特別委員】 使っているんですよ。

【坂庭委員長】 そうすると、例えば屋内と限定されていて、外に持っていっても使えますよね。その辺はどうやって規制されているのでしょうか。

【齋藤データ通信課長】 そもそも5G帯に使えるかどうかということについて、もし使っている場合については後からその問題について取り締まるといいますか、そういった形になろうかと思えます。

【柴山副大臣】 委員長の御質問の趣旨は、使っている場合に、どういう形で規制をしているのかしていないのか、その実態を聞いているのではないのでしょうか。

【齋藤データ通信課長】 また確認いたしますが、5G帯の利用状況、まず使われないようにということについての周知をした上で、もし使われている場合については、別途警告を発していくとかという形になろうかと思えます。

【柴山副大臣】 細部については、また次回御報告させていただくということによろしいでしょうか。

【坂庭委員長】 はい。

ほかにいかがでしょうか。

【荒川委員】 19ページの一般の利用者が安心して使えるようにということなんですけど、本当の、そこら辺の中高生だとかお年寄りがこれを見て、大事な情報はSSLでやりとりとか、ファイル共有機能を解除とかができると思えないので、結局LANを導入する企業側が、かなりそれを使いやすいサービスを提供してもらわないとならないのかなと思えます。

具体的にはどうやってやるんですか。これはただこうやるべきですよと、どこかで、ホームページか何かに載せているとかいう感じなんですか。

【齋藤データ通信課長】 このガイドラインのほうですか。

【荒川委員】 ええ。

【齋藤データ通信課長】 そうですね、これにつきましては公表いたしまして、今、総

務省のホームページにも掲載しております。

【荒川委員】 実際一般の人が本当にこれを見て、そのとおりささっとできるようには思えないので、もうちょっと実現できそうなサービスがあるといいと思います。

【坂庭委員長】 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、一応予定した時間も過ぎておりますので、議題3はこれで終了とさせていただきます。齋藤データ通信課長には、どうもありがとうございました。

【齋藤データ通信課長】 ありがとうございました。

(総合通信基盤局退室)

<閉会【公開】>

【坂庭委員長】 事務局で用意いただいた議題は以上ですが、次回の日程等につきましては、別途事務局のほうで調整いただいて、決まり次第御連絡申し上げるということですので、よろしくお願いたします。

以上で本日の議題は全て終了となります。委員の先生方あるいは特別委員の先生方から何かございましたらお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

-以上-